

自分が  
こんな事件に  
巻き込まれるなんて…。

私たちの身の回りでは、悲惨な事件・事故が毎日のように発生しています。そして、これらの事件・事故においては、多くの犯罪被害者やその家族・遺族が、誰からも援助の手を差し伸べられることなく、一人で悩み、苦しんでいるのが現状です。また、犯罪等により直接的な被害を受けるだけでなく、被害後、二次的被害と呼ばれるさまざまな問題にも苦しめられています。

### こころやからだへの影響

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心身に変動をきたすことが多くあります。

#### からだに現れる変化

- 緊張・動悸・下痢・吐き気
- 不眠・悪夢
- 食欲不振

#### こころに現れる変化

- 集中力がなくなり、考えがまとまらない
- 感情がわいてこない
- 小さな音にもビクつく
- 人が近づくと不安になる
- 必要以上に緊張する

心身におこるさまざまな症状に“自分がおかしくなった”と感じることがありますが、これはあなたがおかしくなったのではなく、あまりにも衝撃的な出来事に対する人間のあたりまえの反応です。



犯罪被害者等支援シンボルマーク  
「ギョつとちゃん」

## 当センターは 「犯罪被害者等早期援助団体」です

当センターは、平成17年4月1日、熊本県公安委員会から、被害者支援を適正かつ確実に行うことができる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されました。

被害にあわれた直後の被害者や遺族の方々の多くは、事件・事故のショックにより混乱状態に陥り、その後の日常生活にも支障が出てことがあります。また、被害状況等を繰り返し説明することは精神的にも負担となります。

事件を取り扱った警察が支援を必要と判断した場合には、被害者や遺族の方々の同意を得て、当センターに連絡をいただけるようになりました。

この連絡を受けた当センターでは、必要な支援活動を行うため、被害者や遺族の方々に連絡をとらせていただき必要な支援を開始します。

なお、当センターの職員には、守秘義務がありますので、ご安心下さい。  
(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律)



熊本県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人

## くまもと被害者支援センター

開所時間 8:30am～5:15pm  
〒862-0950

熊本市中心区水前寺6-9-5  
TEL.096-386-0337  
FAX.096-386-0338  
E-mail:center@k-v-support.jp

<https://k-v-support.jp>



犯罪の被害にあわれた方へ

あなたが悪いわけじゃない

ひとりで悩まないで…



あなたのそばに いつもそばに…

くまもと被害者支援センターは、犯罪被害にあわれた方や  
そのご家族・ご遺族をサポートする機関です。



熊本県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体  
公益社団法人

## くまもと被害者支援センター

ゆあさいどくまもと



# 殺人・暴行・傷害 性暴力被害・DV・ストーカー などの被害にあわれたとき

何をどうしたらよいかわからない。  
誰かに話を聞いてもらいたい。  
法律や裁判など今後のことを相談  
したい。

そんなときは、ためらわずにお電話  
ください。ご相談の秘密は厳守しま  
すし、お名前やご住所も無理にはお  
聞きしません。  
あなたの心がまた元気になるよう、  
私たちにお手伝いさせてください。

## ■ 電話相談・面接相談

[相談専用電話] 096・386・1033

[相談受付時間] 平日 10:00～16:00

## ■ 法律相談 — 随時・相談時間 30分

## ■ 心理相談 — 随時・相談時間 1時間

※ 法律相談・心理相談は予約が必要です。事前に電話でご相談ください。  
相談・支援無料

性暴力被害者のための  
サポートセンター

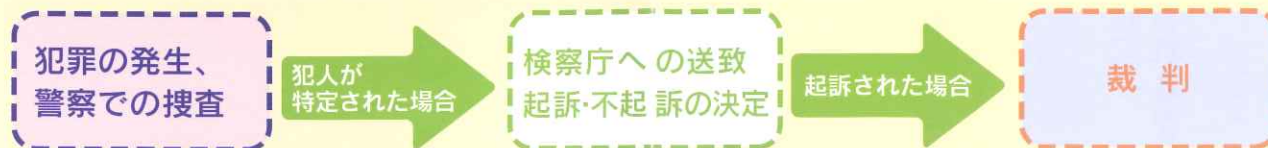
ゆあさいどくまもと

24時間ホットライン  
(年末年始は除く)

☎096-386-5555

# こんなとき、ひとりでは不安…

だれでも初めてのところへ一人で行くのは心細いし、初めてのことを経験するのは不安なものです。  
くまもと被害者支援センターでは、「直接的支援」として、  
ご自宅への訪問支援、情報の提供、病院・警察署・検察庁・裁判所への  
付添い等を行っています。



## 自宅訪問

被害後、外出することが難しい方  
には犯罪被害相談員等が、必要に  
応じて自宅に訪問し、日常生活を  
支援することもあります。

## 検察庁への付添い

検察庁で事情聴取を受ける時や  
相談へ行くときに、付き添います。  
(支援員の同席が認められない場  
合もあります。)

## 裁判所への付添い等

刑事裁判を傍聴するときや、証人  
出廷するときに付き添います。

## 警察署への付添い

警察署で事情聴取を受けるとき  
や被害の届出へ行くときに、付き  
添います。

## 病院への付添い

病院での治療・検査に付き添う  
こともできます。

意見陳述や被害者参加の際、  
裁判所が認めた場合は  
被害者の傍に付き添います。

## 情報の提供

警察や検察庁の被害者支援や被  
害者保護関係法規及び他の支援  
機関等の説明を行います。

## 代理傍聴など

被害者の要望を受けて、代理の傍  
聴や裁判関連の支援を行います。

